

令和5年度 第4回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和5年7月6日(木) 午後1時30分から午後1時55分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

芝尾恭典	西尾朝嗣	光田裕次
檀野隆一	柳下清隆	山本光男
松川幸男	池上正昭	田中宏
山本一彦	中野元裕	藤田昇
北井秀信	橋本雅世	

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小林義博	井上和夫	野口宜律
中尾美昭	高岡一平	塔本順一
藤原武平	岸田勝夫	寺山忠夫
岡所次郎	重谷勝次	坂口竹四郎

(5) 欠席委員

野里孝雄

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 小走伸吾

事務局次長 河邊眞佐彦

主 幹 山本幸夫

八木祐樹

4 付議事項

- 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第25号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について
- 報告第18号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第19号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第21号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第22号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和5年度第4回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において田中宏委員、柳下清隆委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第22号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分について」までの計11件であります。

それではまず、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第13号から第16号をご説明いたします。

まず、受付番号第13号は、申請地が中区福田で市街化調整区域内にあり周辺は畑に囲まれており、地目は畑1筆、面積は78平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、次の受付番号第14号の申請地と交換するための申請です。

次に、受付番号第14号は、申請地が中区福田で市街化調整区域内

にあり周辺は畑、道路及び墓地に囲まれており、地目は畑1筆、面積は38平方メートルで現在畑の一部の状態です。

今回、前の受付番号第13号の申請地と交換するための申請です。

次に、受付番号第15号は、申請地が中区深井畑山町で市街化調整区域内にあり周辺は道路及び畑に囲まれており、地目は畑1筆、面積は139平方メートルで現在耕うん済みの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第16号は、申請地が美原区菅生で市街化調整区域内にあり周辺は植木に囲まれており、地目は畑1筆、面積は1,226平方メートルで現在植木の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

以上4件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、自己転用するものです。申請人は美原区菅生に居住する農業者で、申請地は美原区菅生の畑2筆、面積は合計1,333平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、近隣で運送業を営む法人から、事業拡大により増加した運送用車両の駐車場が緊急に必要な旨の要望があったため、本申請地を露天駐車場として使用するものです。

申請は令和5年6月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内北側にU型トラフを設置し、西側道路側溝に放流する計画です。周囲は南北の既設ブロック利用及び東側はフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第6号をご説明いたします。

受付番号第6号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が大阪府羽曳野市碓井2丁目で自動車販売、買取業を営む法人で、申請地は美原区黒山の田3筆、面積は合計874平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は事業拡大による取扱い車両の増加により、現在使用している車両保管場所が手狭となったため、販売店舗の近隣かつ既存駐車場隣接にあり、最適な広さの本申請地を賃借し、露天駐車場として使用ものです。

申請は令和5年6月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第2号ロに該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内南側にU字溝を設置し、西側の水利組合管理水路へ放流する計画です。周囲にはコンクリートブロック2段積みのうねメッシュフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第23号「相続税の納税猶予に関する適格者証明

願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第23号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第4号をご説明いたします。

受付番号第4号は、申請人が東区日置荘西町7丁に居住する会社員兼農業者で、申請地は東区丈六と東区日置荘原寺町の田2筆、面積は合計2,084平方メートルのうち1,929平方メートル、現在水稲、野菜及び耕うん済みの状態です。

以上につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第8号から第16号をご説明いたします。

まず、受付番号第8号は、申請地は西区菱木4丁の畑1筆、面積は781平方メートルで、現在耕うん済みの状態です。再設定で賃貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第9号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は1,

272平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第10号は、申請地は美原区平尾の田2筆、面積は合計846平方メートルで、現在保全管理と一部野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きとなっています。

次に、受付番号第11号は、申請地は美原区小寺の田1筆、面積は922平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第12号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は293平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第13号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は293平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第14号は、申請地は西区菱木4丁の畑1筆、面積は1,014平方メートルのうち514平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第15号は、申請地は中区深井畑山町の畑1筆、面積は1,510平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きとなっています。

次に、受付番号第16号は、申請地は美原区平尾の田1筆、面積は1,140平方メートルで、現在保全管理と一部野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きとなっています。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第25号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第25号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、農園開設主体が大阪府中央区釣鐘町2丁目不動産業及びまちづくりの推進を図る事業を営む法人で、申請地は西区草部の生産緑地で田1筆、面積は725平方メートルで、堺市、所有者及び農園開設者による協定及び承認後、所有者と農園開設者が賃貸借契約を結ぶものです。市民農園の区画数は23区画、農園利用者への貸付期間は1年間です。なお承認後土地所有者は見回り、除草、清掃、点検や周辺住民からの相談対応等、年間200日以上従事する計画です。

なお、当該地区協議会におきまして承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認いたします。

続きまして、報告第18号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第22号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第18号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第22号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第18号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第19号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第20号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は1件ございました。受付番号第5号は申請地が美原区菅生の田1筆、面積は126平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第21号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず、受付番

号第4号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第5号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第6号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第7号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第22号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず、受付番号第15号は、申請地が美原区菅生の田畑3筆で面積は合計735平方メートル、現況は原野、経過年数は45年以上、次に受付番号第16号は、申請地が南区片蔵の田4筆で面積は合計398平方メートル、現況は更地、経過年数は25年以上、次に受付番号第17号は、申請地が南区稲葉2丁の田3筆で面積は合計852平方メートル、現況は作業場、事務所及び資材置場、経過年数は35年以上、次に受付番号第18号は、申請地が北区中村町の田1筆で面積は1,074平方メートル、現況は資材置場、経過年数は20年以上、次に受付番号第19号は、申請地が南区釜室の田1筆で面積は28平方メートル、現況は原野、経過年数は15年以上、いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和5年度第4回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第20号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第22号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第23号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第24号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第25号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第18号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第19号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第20号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第21号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第22号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会

長

檀野隆一

委

員

柳下清隆

委

員

田中宏